

# 子育て世帯の禁煙外来受診費助成金交付要綱

平成 29 年 5 月 19 日  
保健福祉局医務監決裁

## (目的)

第 1 条 この要綱は、健康保険適用による禁煙外来治療（以下「禁煙外来治療」という。）の普及啓発のため、受診体験談の広報等に協力する子育て世帯の喫煙者に対し、禁煙外来治療費の一部を助成する「子育て世帯の禁煙外来受診促進事業」の実施に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (助成対象)

第 2 条 第 3 条に定める助成対象者に対し、予算の範囲内で禁煙外来治療費の自己負担額の一部を助成する。

## (助成対象者)

第 3 条 以下の条件をすべて満たす者

- (1) 禁煙外来治療開始前に本市へ登録申請し、承認決定書を受領した者。
- (2) 交付申請時において札幌市に住民登録があり、15 歳以下の子どもと同居していること又は妊婦と同居していることを住民票にて証明できる者。
- (3) 禁煙外来治療を、初診から起算して 12 週間以内に 5 回受診し、自己負担額を支払った者。
- (4) 助成金受給後に本市が実施する事後アンケート調査への協力及び本市が実施する広報活動への協力を同意する者。
- (5) 禁煙外来治療について他の補助制度の対象となっていない者。
- (6) 妊娠中及び授乳中ではない者

## (助成金の交付の制限)

第 4 条 助成金の交付回数は、同一の助成対象者について、1 回までとする。

## (助成対象経費)

第 5 条 助成金額の算定にあたって対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、禁煙外来治療に係る経費のうち次の各号に掲げるものに対する自己負担額とする。

- (1) 初診料及び再診料
- (2) ニコチン依存症管理料
- (3) 処方料及び処方箋料
- (4) 調剤基本料、調剤料及び薬剤服用歴管理指導料

(5) 薬剤料（医師による処方であった禁煙補助薬に限る。）

（助成金額）

第6条 助成対象経費のうち、1万円を上限として助成する。

（登録申請）

第7条 当該助成金の交付を受けようとする者は、登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（登録申請書の取り扱い）

第8条 前条の規定により登録申請書が提出されたときは、本市において第2条から第4条の規定に基づく審査を行い、その結果を次の各号に従い登録申請者に通知するものとする。

- (1) 助成金交付可能と判断される場合  
承認決定通知書（様式第2号）
- (2) 助成金交付不可能と判断される場合  
不承認決定通知書（様式第3号）

（交付申請）

第9条 前条の規定により承認決定書の通知を受けた者は、第1条に規定する禁煙外来治療を受診し、交付申請をするものとする。

- 2 前項の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。
  - (1) 交付申請書（様式第4号）
  - (2) 世帯員全員分の住民票
  - (3) 前項の受診に係る医療機関等の領収書、診療明細書及び調剤明細書の複写
  - (4) 口座振込依頼書（様式第5号）
  - (5) アンケート調査票（様式第6号）
- 3 前項の申請をしようとする者のうち、15歳以下の子どもと同居しておらず、妊婦と同居の場合には、前項に掲げる書類のほか、本市から交付される母子手帳の表紙の複写を提出するものとする。

（交付申請書の取り扱い）

第10条 前条の規定により交付申請書類が提出されたときは、本市において第3条及び第4条の規定に基づく審査を行い、その結果を次の各号に従い申請者に通知するものとする。

- (1) 助成金交付可能と判断される場合  
交付決定及び確定通知書（様式第7号）

- (2) 助成金交付不可能と判断される場合  
不交付決定通知書（様式第8号）

（委任）

第11条 この要綱の施行について必要なその他の事項は、保健福祉局医務監が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成29年5月19日から施行する。